

高圧ガス保安法令関係通達集（平成23年12月26日発行）

〔新旧対照表〕

次のように改正（平成24・02・06 原院第2号 平成24年3月16日）されましたので、該当箇所についてご訂正ください。

26. 高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について

頁数	新	旧
502	第4条関係	第4条関係
	1～3（略）	1～3（略）
503	<u>（削る）</u>	<u>4 第3項中「適切な方法」とは、正弦波による三波共振法とする。</u>
	<u>4</u> （略）	<u>5</u> （略）
505	第8条関係	第8条関係
	第2項中「適切な地震波」とは、次に掲げる地震波のうち震源特性、伝播経路特性、立地場所の特性及び周辺の地震環境（将来発生する危険性の高い地震等）を考慮して選定された3波とする。	第2項中「適切な地震波」とは次に掲げる地震波のうちいずれか適切な3波とする。なお、第二設計地震動による時刻歴応答解析を行う場合は、当分の間本省に照会されたい。
	なお、第二設計地震動による時刻歴応答解析を行う場合は、当分の間本省に照会されたい。	
	(1)～(6)（略）	(1)～(6)（略）
	<u>(7) (1)～(6)以外の地震調査研究推進本部等の公的機関より公表された地震波</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(8)・(9)（略）</u>	<u>(7)・(8)（略）</u>
510	<u>高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(平成23年経済産業省告示第217号) 附則関係</u>	
	<u>「耐震上軽微な変更の工事」は、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示（平成9年通商産業省告示第143号）附則関係と同様に運用する。</u>	

次のように改正（平成23・09・01 原院第1号 平成23年12月7日）されましたので、該当箇所についてご訂正ください。

28. 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について

頁数	新	旧
512～ 517	<p>28. 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について</p> <p><u>〔平成23年12月7日付 平成23・09・01 原院第1号 経済産業省原子力安全・保安院長発 各産業保安監督部長、各都道府県知事及び高圧ガス保安協会会長宛〕</u></p> <p><u>保税扱い及び輸出専用高圧ガス容器の特別充填について（内規）を別紙のとおり制定する。</u></p> <p><u>これに伴い、「保税扱い及び輸出専用高圧ガス容器の特別充てんについて」（平成10年4月1日付け平成10・03・20 立局第1号）は廃止する。</u></p> <p>（別紙）</p> <p><u>保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（内規）</u></p> <p><u>1. 個別許可の場合</u></p> <p><u>（1）充填する容器は、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 保税扱いの高圧ガス容器及び高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等、高圧ガスを本邦において充填した後本邦で流通することがない容器であること。</u></p> <p><u>ロ 別記（1）の国の規格（EU指令に基づきグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高圧ガス容器のEN規</u></p>	<p>28. 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について</p> <p><u>〔平成10年4月1日付 平成10・03・20 立局第1号 通商産業省環境立地局長発 各通商産業局長（沖縄開発庁沖縄総合事務局長を含む。）、各都道府県知事及び高圧ガス保安協会会長宛〕</u></p> <p><u>保税扱い及び輸出専用高圧ガス容器への特別充てんについては、容器保安規則第23条及び「保税扱い及び輸出専用高圧ガス容器の特別充てんについて」（平成9年5月30日付け平成09・05・26 立局第5号）により運用されているが、今回、適用範囲及び包括許可内容の一部を見直す旨通知するので、今後は、別紙に従い処理されたい。</u></p> <p><u>なお、これに伴い、「保税扱い及び輸出専用高圧ガス容器の特別充てんについて」（平成9年5月30日付け平成09・05・26 立局第5号）は廃止する。</u></p> <p>（別紙）<u>（略）</u></p>

格又はISO規格を含む。)に適合していることが、別記(1)の国の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員によって認められていること。

ハ 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第24条に規定する期間内に別記(2)の国若しくは地域の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員が行う別記(1)の国の規格(EU指令に基づきグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高压ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。)による再検査に合格していること。

ニ アセチレン容器にあつては、高压ガス保安協会が行う性能試験に合格する多孔質物又は圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の試験結果に関する添付資料により多孔質物の性状について高压ガス保安協会が行う性能試験に合格するものと同様以上の安全性があると判断される多孔質物を内蔵するものであること。

ホ 保税扱いの高压ガス容器にあつては、船内又は機内において、容器取扱いに関する責任者が選任されており、容器管理台帳等により十分な保安管理が行われていることが確認できるものであること。

(2) 次の許可条件を付すこと。

イ 充填時には保安係員が自ら容器の外観検査(別紙1)を実施すること。

ロ 充填に当たっては保安係員の現場における監督の下に作業を行うこと。

ハ 容器の充填中の温度管理、衝撃防止措置等に十分留意すること。

ニ 国内品との混同を避けるため容器管理を確実に実施すること。

ホ 充填容器等の移動に当たっては、木枠又はパッキンを施し、輸送中の温度管理に留意する等保安上の措置を強化すること。

ヘ アセチレン容器以外の容器にあつては、容器に表示された最高充填圧力又は耐圧試験圧力の5分の3(安全弁の付いていない容器にあつては、耐圧試験圧力の2分の1)のうちいずれか低い圧力を最高充填圧力とすること。ただし、再充填禁止容器にあつては、容器に表示された最高充填圧力又は耐圧試験圧力の5分の4(安全弁の付いていない容器にあつては、耐圧試験圧力の2分の1)のうち、いずれか低い圧力を最高充填圧力とすること。

ト (1)ニの規定により、圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の試験結果に関する添付資料により多孔質物の性状について高压ガス保安協会が行う性能

試験に合格するものと同等以上の安全性があると判断される多孔質物を内蔵するアセチレン容器にあつては、2メガパスカル以下の圧力により容器に表示された規定量の80パーセントを限度として充填すること。

2. 包括許可の場合

次の事項を申請者が遵守することを条件として1年間を限度として一定期間内の特別充填（再充填禁止容器にあつては、同一仕様の容器についての5年間を有効期限とする特別充填）について、包括的に許可することができることとする。ただし、申請者が過去に次の事項を遵守しなかったことがある等申請者が次の事項を遵守できないと判断する場合には、1. 個別許可の場合によって処理されたい。この場合、特別充填許可申請書の「容器の種類及び数量」及び「容器の記号及び番号」の欄の記載方法は、

<u>所有者名</u>	<u>事前に分かっている場合のみ記載する。</u>
<u>住所</u>	<u>事前に分かっている場合のみ記載する。</u>
<u>容器の種類及び数量</u>	<u>特別充填を行う予定のガス名並びに容器の容量及び数量を記載する。</u>
<u>容器の記号及び番号</u>	<u>事前に分かっている場合のみ記載する。</u>

とされたい。

(1) 充填する容器は、1. (1)の基準に適合するものであることを確認すること。

(2) 充填するときは、1. (2)の条件を遵守すること。なお、1. (2)トにより充填する場合には、圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の試験結果に関する添付資料を保存するとともに別紙2の報告書にその写しを添付すること。

(3) 当該包括許可後、1箇月経過ごとに遅滞なく別紙2の様式による特別充填報告書を、当該包括許可を行った産業保安監督部長又は都道府県知事宛てに提出すること。

(別記)

(1) 日本国、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、

フランス共和国、ドイツ連邦共和国、カナダ及びオーストラリア連邦

(2) 上記(1)の国の外、次の国又は地域

ノルウェー王国、スウェーデン王国、オランダ王国、クウェート国、シンガポール共和国、香港、スイス連邦及びイタリア共和国

(別紙1)

(1.(2)イの別紙外観検査基準)

容器の外観検査

充填前に行う外観検査の基準は次のとおりとする。

(1) 一般継目なし容器

1. 検査項目

外観検査

2. 検査の準備

- ・容器の外面を清掃して、容易に観察できるようにする。
- ・傷、腐食等の観察のため塗装が障害となる場合には、その箇所の塗装を除去しなければならぬ。

3. 外観検査

イ 切り傷、彫り傷、電弧傷等

- a 切り傷、彫り傷等の外傷のないものは、合格とする。
- b 傷の深さが、容器製造時の容器胴部又は底部の肉厚の8分の1以下のものは、合格とする。
- c 電弧傷のあるもの及び熱的影響を受けたと思われるもの並びにa及びb以外のものは、不合格とする。

ロ へこみ痕

- a へこみ痕のないものは、合格とする。
- b へこみ痕の形状が鋭角的なものでなく、緩やかなカーブを持ったへこみで、かつ、その深さが5ミリメートル以下のものは、合格とする。
- c a及びb以外のへこみ痕のあるものは、不合格とする。

ハ 膨らみ

- a 膨らみのないものは、合格とする。
- b 部分的又は全般的な膨らみのあるものは、不合格とする。

ニ 腐食

- a 腐食のないものは、合格とする。
- b 腐食の深さが0.5ミリメートル以下の腐食が局部的に点在するものは、合格とする。
- c a 及びb 以外の腐食が認められるものは、不合格とする。

ホ ネックリング、スカート等

- a ネックリングに異常のないものは、合格とする。
- b ねじ不良、ひび、緩み等のあるものは、不合格とする。
- c スカートに異常のないものは、合格とする。
- d 腐食の甚だしいもの、変形の甚だしいもの、容器本体との取付部に緩みのあるもの等は、不合格とする。

(2) 溶接容器

1. 検査項目

外観検査

2. 検査の準備

一般継目なし容器の場合の例による。

3. 外観検査

イ 切り傷、彫り傷、電弧傷等

- a 切り傷、彫り傷等の外傷のないものは、合格とする。
- b 傷の長さが7.5ミリメートル未満で傷の深さが容器製造時の肉厚の4分の1以下のもの、又は傷の深さが7.5ミリメートル以上で同肉厚の8分の1以下のものは、合格とする。
- c a 及びb 以外のものは、不合格とする。

ロ へこみ痕

- a へこみ痕のないものは、合格とする。
- b 溶接部に関係のあるへこみ痕（溶接部に接する又は溶接部を含むへこみ痕）は、

その形状が鋭角的なものでなく、その深さが、6ミリメートル以下で、かつ、その深さがへこみの平均直径の10分の1未満のものは、合格とする。

c 溶接部に関係のないへこみ痕

その深さが10ミリメートル以下で、かつ、bの形状の例に準ずるものは、合格とする。

d a、b及びc以外のへこみ痕のあるものは、不合格とする。

ハ 膨らみ

一般継目なし容器の場合の例による。

ニ 腐食

一般継目なし容器の場合の例による。

ホ ネックリング、スカート、プロテクター等

一般継目なし容器の場合の例による。

別紙2

特別充填報告書

産業保安監督部長

殿

(都道府県知事)

代表者 氏名 印

住所

電話番号

特別充填許可番号〇〇〇に係る〇年△月××日から〇年□月××日までの間に行った特別充填の状況について別紙のとおり報告します。

(別紙として、特別充填日誌を添付すること。)

特別充填日誌

ガス名： _____

充填日： 年 月 日

外国貨物の仮陸揚届の発行税関及び番号：発行税関 _____ 番号 _____

高压ガスの輸出専用の高压ガス容器

充填依頼者 _____

保安係員	保安統括者

容器の記号及び番号	内容積	容器の規格	容器検査実施機関名	再検査年月	再検査実施機関名	安全弁の有無	最高充填圧力	充填量又は充填圧力	耐圧試験圧力	容器の所有者	船内又は機内における容器取扱責任者氏名

注意事項

1. 外国貨物の仮陸揚届の写しを添付すること（ただし、保税扱いの高压ガス容器に限る。）。
2. 高压ガスの輸出専用の高压ガス容器である場合には、「 高压ガスの輸出専用の高压ガス容器」の欄にレを記入すること。
3. 容器検査に合格した旨を示す資料（検査合格証明書、容器の拓本等のうち適切なもの）。

の) を添付すること。

4 . アセチレンを充填した場合には、高圧ガス保安協会が行った性能試験の合格通知書又は当該試験と同等以上の安全性があることを示す試験結果の添付資料の写しを添付すること。

5 . 充填量又は充填圧力の欄については、液化ガスの場合には、充填量 (kg) を、圧縮ガスの場合には、35℃における充填圧力 (MPa) を記入すること。